平成２４年（フ）第１２６６号
福岡県糟屋郡志免町桜丘１丁目12番４号
債務者　正林　千春
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１０号
福岡市西区横浜２丁目25番17号
債務者　安永　桂治
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７４号
福岡市東区若宮４丁目20番16―504号
債務者　七戸　有治
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７５号
福岡市東区若宮４丁目20番16―504号
債務者　七戸　照江
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０７号
福岡県筑紫郡那珂川町仲１丁目46番地グリーンライフＮｏ．４
債務者　廣元　英也
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０９号
福岡市東区松島１丁目21番25―608号
債務者　松田　忠信
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１１号
福岡市城南区梅林１丁目７番１―203号
債務者　坂本　樹彦
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１２号
福岡市早良区干隈３丁目26番13号
債務者　坂本　憲子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１８号
福岡県春日市須玖北３丁目66番地
債務者　天野　美穂
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４６号
福岡県糸島市荻浦547番地５
債務者　新井三勇喜
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４７号
福岡県糸島市荻浦547番地５
債務者　新井　優子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４８号
福岡県糸島市篠原東２丁目11番６号
債務者　吉岡　昭子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４５１号
福岡県糸島市潤１丁目７番８号　102
債務者　山北　英輝
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４５２号
福岡県糸島市潤１丁目７番８号　102
債務者　山北奈緒美（旧姓菊池・松本・田中）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７５号
福岡市東区和白丘３丁目17番12号
債務者　堀之内甫郎
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７９号
福岡市中央区薬院２丁目12番33―507号
債務者　佐々木昭子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５０５号
福岡市博多区東月隈１丁目25番20号
債務者　川元　　一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５０６号
福岡市博多区東月隈１丁目25番20号
債務者　川元美代子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部